第2回審議会の第6次プラン体系図(案)からの主な変更点について

第2回審議会時点から、大きく変更した点は、以下のとおりです。

- ・「ジェンダー平等」の言葉の定義
 - →ジェンダー平等の中に「多様な性の尊重の課題」を内包せずに分け、 「ジェンダー平等推進と多様な性の尊重」と併記するように変更しました。 (言葉の捉え方が人により様々であり、過渡期であると思われるため。)
- ・目標:表現を「~環境づくり」に統一
- ・施策の方向性:目標と施策の間に、「施策の方向性」を設定。(4層構成に変更)
- ・施策:対象を可能な限り明確化
- 1 「ジェンダー平等の言葉の定義」

ジェンダー(平等)の定義に、多様な性の課題は含まない。

(理由)

・条例※における定義では含まれていないため、プランでジェンダー平等の言葉の定義に 多様な性も含むとすると、プランでの定義が法務上必要になる。

※条例第2条:「性別等」の定義

- (2) 性別等 性別(身体の性的特徴及び当該特徴をもとに出生時に戸籍の届出により 指定された性別並びに<u>男女の役割を固定的に捉える社会的又は文化的に</u> 形成された性別(以下「ジェンダー」という。)をいう。第7条第1項を 除き、以下同じ。)、性的指向、性自認等をいう。
- ・ジェンダー平等と多様な性の尊重を分ける(併記する)ことで、対象や課題がわかりや すく、明確になる。
- ・言葉の認知度はあるものの、個人により解釈・理解に違いがある。 (生物学的性差の sex をそのまま gender に置き換えて使用している人や場面もあり、誤解も生じやすい。)
- ・言葉の解釈について、過渡期である。
- ・多様な性の「課題は」含まないとしたのは、ジェンダー(平等)の課題の中にも性的マイノリティ(LGBTQ+)の人が含まれるため。

- ○ジェンダー(平等)に関する主な課題
 - ・固定的性別役割分担意識 (男は仕事、女は家庭) の解消
 - ・女性の職業生活における活躍の推進
 - ・男女の賃金格差是正の推進
 - ○多様な性の尊重に関する主な課題
 - ・多様な性の尊重に関する理解の促進
 - ・性的マイノリティ (LGBTQ+) 当事者に対する支援の推進

2 目標

	変更前(第2回審議会8.19時点)		変更後
1	あらゆる分野におけるジェンダー平等 の推進	1	ジェンダー平等推進と多様な性を 尊重する環境づくり
2	ワーク・ライフ・バランスの実現	2	全ての人が活躍できる環境づくり
3	生涯を通じた健康支援の推進	3	生涯を通じて健康に暮らせる環境
4	多様な性を尊重する社会の実現		づくり
5	誰もが安心して暮らせる社会の実現	4	全ての人が安心して暮らせる環境 づくり
6	暴力のない社会の実現	5	性別等に基づく暴力のない環境づ
			< U

- ・条例改正後、初めてのプラン策定であることを踏まえ、「ジェンダー平等推進と多様な性の尊重」を目標の1番に位置付け、プランのメインテーマであることを明確化。
- ・目標の規模感の足並みを揃えるため、目標の語尾の表現を、「環境づくり」で統一し、 規模感を整理。
- ・誰もが安心して暮らせる社会の実現→条例の基本理念に合わせて「誰もが」を 「全ての人が」に変更。

2 施策の方向性【新規追加】

変更前(第2回審議会8.19時点)	変更後
無し	1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解・意識づくり
	2 性的マイノリティ (LGBTQ+) への 支援の推進
	3 女性の活躍推進・参画促進
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進
	5 子育て・介護の環境整備
	5 健康支援の推進
	7 様々な困難を抱える人への支援
	8 性別等に基づく暴力の予防と根絶

・目標と施策の間に距離があり、目的が不明瞭であったため、目標と施策をつなぐものとして、「施策の方向性」を設定。

3 施第

3	施策		
	変更前(第2回審議会8.19時点)		変更後
1	ジェンダー平等の意識づくり・ジェン	1	市役所における理解促進・意識啓発
	ダー主流化の理解促進	2	市民に対する理解促進・意識啓発
2	政策・方針決定過程への女性の参画促進	3	学校教育における理解促進・意識啓発
3	女性の活躍に向けた推進	4	事業者等に対する理解促進・意識啓発
4	学校教育におけるジェンダー平等の推進	5	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重
5	町内会・自治会における男女共同参画		に関する情報収集と提供
	の推進	6	性的マイノリティ(LGBTQ+)に対する
6	地域防災分野におけるジェンダー平等		支援
	の推進	7	女性の活躍に向けた支援
7	事業所等におけるジェンダー平等の推進	8	政策・方針決定過程への女性の参画促
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向		進
	けた支援	9	ワーク・ライフ・バランスと健康経営
9	家庭における男女共同参画の推進		の実現に向けた支援
10	事業所等における健康経営の推進	10	男性の家庭や子育てへの参画促進
11	生涯を通じた女性の健康支援	11	子育て支援の充実
12	性と生殖の健康・権利の尊重	12	介護の相談支援の充実
	(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	13	生涯を通じた健康支援

- 13 多様な性に対する理解の促進
- 14 セクシュアル・マイノリティに対する支援
- 15 女性のための相談支援の充実
- 16 困難な問題を抱える女性への支援
- 17 子育て支援の充実
- 18 ひとり親家庭への支援の充実
- 19 介護の相談支援の充実
- 20 あらゆるジェンダーに基づく暴力の根絶
- 21 性犯罪、性暴力対策
- 22 セクシュアル・ハラスメント等防止対策 の推進

- 14 性と生殖の健康・権利の尊重(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
- 15 女性のための相談支援の充実
- 16 ひとり親家庭への支援の充実
- 17 困難な問題を抱える人への相談支援の 充実
- 18 性別等に基づく暴力に関する防止の啓発
- 19 性別等に基づく暴力に対する相談支援 の充実
- 20 様々なハラスメントの防止対策の推進
- ・施策の対象が不明瞭であったため、施策名で可能な限り対象を示し、明確化。
- ・家庭における男女共同参画の推進→男性の家庭や子育てへの参画促進に変更 →施策内容(事業)が男性を対象にしたものであるため、施策名を変更
- ・生涯を通じた女性の健康支援→生涯を通じた健康支援
 - →施策名の「女性の」を削除し、性別等を問わず施策の対象とするよう変更
- ・困難な問題を抱える女性への支援→女性のための相談支援の充実と、困難な問題を抱える人への相談支援の充実の内容として位置付け
 - →当初、令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援法」への対応を 見越して盛り込みましたが、現時点で国や県の方針が示されておらず市の対応が不明確 であることや「困難な問題を抱える女性への支援」という施策名がわかりづらいため、 変更。

4 事業

・課題の追加により施策の目的が明確になったことから、それに紐づける事業を見直した。

5 その他

- ・「セクシュアル・マイノリティ」の表記を、より分かりやすい表記にするため、 「性的マイノリティ (LGBTQ+)」に変更。
- ・「ジェンダーに基づく暴力」の表記を、全ての人を対象にすることを示し、条例の表現 と合わせるため、「性別等に基づく暴力」に変更しました。
- ・プランが「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に位置づけられていることがわかるように、体系図に明記。